

若手研究奨励賞選奨規程

知的環境とセンサネットワーク研究専門委員会

2013年5月16日制定

2014年8月1日改訂

2015年5月14日改訂

電子情報通信学会知的環境とセンサネットワーク研究専門委員会(以下 ASN 研という)では、以下に定める規程により、本会定款第4条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある若手研究者を表彰しその研究を奨励する。

- (1) 本賞は、「若手研究奨励賞」と称する。
- (2) 本賞を選定するため、ASN 研に若手研究奨励賞選奨委員会（以下選奨委員会という）を設置する。
- (3) 選奨委員会は ASN 研専門委員 5 名以上により構成し、委員長 1 名、幹事 1 名を設ける。
- (4) 選奨委員会は、本賞受賞候補者（以下候補者という）の選定方法を事前に定め、その選定方法に基づいて受賞候補者を研究会毎に選定する。
- (5) 選奨委員会は候補者選定後速やかに ASN 研に候補者を報告する。
- (6) ASN 研は特段の理由がない限り、前項により報告された候補者を受賞者として認定し、原則として直近の研究会で表彰する。
- (7) 受賞候補者の資格は、ASN 研究会で発表された講演の筆頭著者のうち、発表時点で 32 歳以下の者とする。ただし、過去の受賞者を除く。
- (8) 受賞者には、賞状及び副賞を授与する。副賞は受賞 1 件につき図書券 5000 円とする。
- (9) 受賞者は賞を授与された研究会開催月から 1 年間を期限として、その講演を 1 回に限り「奨励講演」とすることができる。

付則

本規程の改訂は、ASN 研の承認を得ることとする。

本規程は、ASN 研の Web で公開する。

本規則は、2015 年 5 月研究会発表分から適用するものとする。